

鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総務部（各総合事務所環境**建築**局又は東部建築住宅事務所を含む。以下同じ。）が発注する建築設計等業務に係る入札について予定価格を著しく下回る落札金額で受注した落札者の成果品に対する重点的かつ詳細な履行確認（以下「成果品重点確認」という。）を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1)「建築設計等業務」とは、建築関係建設コンサルタント（建築設計、設備設計、建築監理等）の業務をいう。
- (2)「成果品重点確認価格」とは、成果品重点確認を行う基準となる価格をいう。
- (3)「成果品重点確認入札」とは、成果品重点確認価格を下回る価格での入札をいう。
- (4)「成果品重点確認入札者」とは、成果品重点確認価格を下回る入札を行った者をいう。
- (5)「成果品重点確認落札者」とは、成果品重点確認価格を下回る価格で落札した者をいう。
- (6)「成果品重点確認業務」とは、成果品重点確認価格を下回る価格で落札された建築設計等業務をいう。
- (7)「業種」とは、測量等業務の種別をいう。
- (8)「発注業種」とは、調達公告で指定する主たる測量等業務の種別をいう。

(適用対象業務)

第3条 この要綱は、委託対象設計金額が100万円以上の建築設計等業務（以下「適用対象業務」という。）の入札について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、各発注機関が設置する資格審査委員会が承認したときは、この要綱を適用対象業務に適用せず、又は適用対象業務以外の建築設計等業務に適用することができる。

(成果品重点確認価格の決定)

第4条 成果品重点確認価格は10分の8.5を上限に総務部長が別に定める算定方法に基づき発注機関が定めるものとする。

(成果品重点確認落札者の義務)

第5条 発注機関は、成果品重点確認落札者（共同企業体（現存する2以上の事業者が共同して建築設計等業務を履行するために用いる共同経営の方式をいう。以下同じ。）として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）に対して、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、同表の右欄に定める資格を有する同表の中欄に定める技術者（以下「重点配置技術者」という。）を配置させるものとする。

発注業種	技術者	資格
建築関係建設 コンサルタント	管理技術者	下記資格のうち、総務部長が認めるもの ア 一級建築士 イ 二級建築士 ウ 建築設備士 (実務経験年数は、配置技術者要件で定める年数が1年の場合にあっては2年、5年の場合にあっては10年とする)

2 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の表の右欄に定める資格をいずれかに限定し、重点配置技術者として設定することができる。

- 3 重点配置技術者は次の各号に掲げる要件を全て満たす者であることとする。
 - (1) 他の成果品重点確認業務（鳥取県の他の部局が、この要綱を適用して入札したものを含む。以下同じ）の重点配置技術者として配置していない者であること。
 - (2) 他の成果品重点確認業務の担当技術者（成果品重点確認業務が複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）の場合は発注業種に係る担当技術者とする。以下同じ）として配置していない者であること。
 - (3) 当該成果品重点確認業務の他の重点配置技術者又は担当技術者として配置していない者であること。
- 4 成果品重点確認落札者は、当該成果品重点確認業務の担当技術者を、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務させることができない。
- 5 前2項の規定により、重点配置技術者及び担当技術者が他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務できない期間は、原則として業務完了通知書受理日までとする。

ただし、当該成果品重点確認業務が実質完了し、発注者が成果品を確認し問題がないと判断したときは、当該日までとする。

（入札参加者への周知）

第6条 適用対象業務の入札を行おうとするときは、当該適用対象業務に係る調達公告又は指名通知に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 成果品重点確認価格を設けること。
- (2) 重点配置技術者の配置を求めると及び求められる重点配置技術者の資格
- (3) 成果品重点確認入札者を当該建築設計等業務の落札者としがない場合があること。

（入札の執行）

第7条 入札執行者は、入札の結果、成果品重点確認入札が行われた場合には、その入札に参加した者全員に対して落札者の決定を保留することを告げて、入札を終了するものとする。

（重点配置技術者調書の提出）

第8条 発注機関は成果品重点確認落札予定者に対して、別記様式による重点配置技術者調書（次の（1）から（3）までに掲げる全ての要件を満たすものに限る。）を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出させるものとする。また調達公告にその旨記載し、提出が無い場合は、その者の入札を無効とする。

ただし、鳥取県の入札において、重点配置技術者調書を提出せず入札の無効を繰り返すなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）に基づき資格停止等を行う場合がある。

- (1) 資格者証等が添付されているものであること。
 - (2) 重大かつ明白な不備がないこと。
 - (3) 重点配置技術者は、開札時において、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に専任しているものでないこと。
- 2 発注機関は、同一業務が同日に複数の成果品重点確認落札予定者となった場合、開札順に重点配置技術者調書の提出を求める。

（管理技術者等の選任）

第9条 発注機関は成果品重点確認落札者に対して、当該建築設計等業務の落札決定後、速やかに重点配置技術者調書に記載した技術者について、公共建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の規定に基づき、発注機関へ通知させるものとする。

（入札結果の公表）

第10条 発注機関は、成果品重点確認業務の入札結果を公表するときは、閲覧に供する入札

調書の写しの備考欄に「成果品重点確認適用業務」と記載するものとする。

（履行確認等の強化）

第11条 発注機関は、成果品重点確認業務の履行確認を強化し、成果品の品質確保を図るために、次に掲げる措置をとるものとする。

（1）建築設計等業務の履行体制の確認

成果品重点確認落札者が落札した建築設計等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。

（2）建築設計等業務計画書の内容の聴取

共通仕様書に規定する業務計画書を提出する際に、成果品重点確認落札者からその内容について聴取を行うこと。

（3）業務の節目毎の報告

発注機関は、業務の節目を定め節目毎に履行状況の報告を義務付けることとし、報告を受ける際は、調査職員のうち2名以上が同席すること。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年9月25日より施行し、平成20年10月1日以降に県が調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成26年6月10日より施行し、同日以降に県が調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年6月16日から施行し、平成27年7月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月14日から施行し、平成28年7月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和6年5月1日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

重点配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を重点配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の成果品重点確認業務の重点配置技術者に選任されていないこと、及び記載内容、並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： _____

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

重点配置技術者の区分

配 置 技 術 者	管理技術者	
重点配置技術者氏名		
継 続 雇 用 期 間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	
調達公告で定める特定資格	名称 () 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ()	
調 達 公 告 で 定 め る 同 種 業 務 履 行 実 績	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	業 務 場 所	
	履 行 期 間	
	業 務 委 託 料	
	受 注 形 態	
	配置技術者又は担当技術者区分	
	業 務 内 容	
	業 務 の 規 模 等	
業 務 の 技 術 的 特 記 事 項		

備考

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。